

# ① 広告板

① 広告板																							
区域		一般広告物			自家用広告物 【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)																		
禁止地域等 (条例第3条)			表示不可			<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>10㎡以下は 許可不要 (㊦は20㎡)</b>  <b>10㎡超えると許可要 (㊦は20㎡)</b>                      (㊦14、2・5項、㊦1、1(1))</p> <p>○㊦の松栄町国道筋ゾーン 30㎡以下 (広告表示面積)                      それ以外のゾーン 20㎡以下 (個) (8)</p> <p>○高さ 10m以下 (個) (1) イ</p> <p>○面積 20㎡以下 (広告表示面積) (個) (8)</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (別) 1、1(6)</p> <p>○左欄の区域における①～③においては、赤色ネオン、ネオン管露出、点滅する電飾設備の禁止 (別) 1、1(2)、(個) (8)</p>																	
			表示面積に関係なく許可要																				
許可地域等 (条例第5条)	指定道路・鉄道	① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域 ② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域 ③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域 ④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域 ⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域		表示面積に関係なく許可要			<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>20㎡以下は 許可不要</b>  <b>20㎡超えると許可要</b></p> <p>※広告表示面積が20㎡を越えるものを設置する場合は、一般広告物の基準を適用</p> <p><b>ただし、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、他の広告物を含めた</b>  <b>広告表示面積の合計が10㎡超えると許可要</b></p> <p>※広告表示面積が10㎡を越えるものを設置する場合は、一般広告物の基準を適用 (別) 1、1(5)</p> <p>○高さ 10m以下 (個) (1) イ</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (一般広告物とするなら可) (別) 1、1(6)</p>																
	市の区域			表示面積に関係なく許可要		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>幅・長さ</th> <th>高さ</th> <th>面積</th> <th>路端からの距離</th> <th>広告物の相互間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①の高速道路</td> <td>20m以下</td> <td>10m以下</td> <td>表示面積50㎡以下</td> <td>500m以上</td> <td>300m以上</td> </tr> <tr> <td>②～⑤の道路・鉄道</td> <td>15m以下</td> <td>5m以下</td> <td>表示面積35㎡以下</td> <td>100m以上</td> <td>50m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②～⑤の路端から100m未満では、表示不可 (個) (1) ア</p> <p>○原則として、形状は長方形又は正方形 (個) (1) ア(エ)</p> <p>○上記地域以外は、道標、案内図板等 (個) (1) ア(ウ)</p>			条件	幅・長さ	高さ	面積	路端からの距離	広告物の相互間隔	①の高速道路	20m以下	10m以下	表示面積50㎡以下	500m以上	300m以上	②～⑤の道路・鉄道	15m以下	5m以下
条件	幅・長さ	高さ	面積	路端からの距離	広告物の相互間隔																		
①の高速道路	20m以下	10m以下	表示面積50㎡以下	500m以上	300m以上																		
②～⑤の道路・鉄道	15m以下	5m以下	表示面積35㎡以下	100m以上	50m以上																		
		表示面積に関係なく許可要		<p>○高さ 10m以下</p> <p>○面積 35㎡以下 (広告表示面積) (個) (1) イ</p>																			

㊦：条例、㊦：規則、㊦：規則別表、(個)：個別基準(規則別表2、2) ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※㊦足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

## ② 屋 上 広 告

② 屋 上 広 告											
区域		一般広告物	自家用広告物【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)								
禁止地域 条例第3条	① 第1種・第2種低層住居専用地域 ② 風致地区・緑地保全地区 ③ 生産緑地地区で市長が指定する区域 ④ 「文化財保護法、同県条例の指定建造物・指定地域」、「同市条例の指定建造物・指定地域の内、市長が指定する区域」 ⑤ 森林法による保安林・自然環境保全法による自然環境保全地域 ⑥ 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の全区間並びにその路端から500m未満の区域 ⑦ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の全区間並びにその路端から100m未満の区域 ⑧ 「都市公園法による都市公園」、「その他の公園、緑地などの公共空地で市長が指定する区域」 ⑨ 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・美術館・体育館の敷地 ⑩ 古墳・墓地・火葬場・葬祭場の敷地 ⑪ 神社・寺院・教会の境域で市長が指定する区域 ⑫ 足助景観重点地区		表示不可	広告表示面積（可視面積）の合計が 10㎡以下は 許可不要 (㊦は20㎡) 10㎡超えると許可要 (㊦は20㎡) (条14、2・5項、別1、1(1)) ○㊦の松栄町国道筋ゾーン 30㎡以下（広告表示面積） それ以外のゾーン 20㎡以下 (個(8)) ㊦では、ひさしの上を除き、表示不可 (別1、1(4))							
			条件	耐火構造・不燃構造の建築物	木造の建築物						
		高さ	建築物高さの3分の2以下	地上から10m以下							
		面積	広告表示面積の合計が20㎡以下 (個(8))								
		○特定の商品名誇張表示の禁止 (個(1))									
		○左欄の区域における①～③においては、 ・赤色ネオンサイン、ネオン管露出、点滅する電飾設備の禁止 ・建築物の棟上に設置禁止 (別1、1(2)、個(8))									
許可地域 条例第5条	指定道路・鉄道	① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域 ② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域 ③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域 ④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域 ⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域		表示面積に関係なく許可要			広告表示面積（可視面積）の合計が 20㎡以下は 許可不要 20㎡超えると許可要 ただし、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、他の広告物を含めた 広告表示面積の合計が10㎡超えると許可要 (別1、1(5)) ※広告表示面積が20㎡を越えるものを設置する場合は、一般広告物の基準を適用				
	市の区域	① 上記（禁止地域、道路・鉄道の許可地域）以外の区域 ② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域（ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く）		条件	耐火構造・不燃構造の建築物	木造の建築物		条件	耐火構造・不燃構造の建築物	木造の建築物	
		高さ	建築物高さの3分の2以下		地上から10m以下		高さ	建築物高さの3分の2以下		地上から10m以下	
		面積	制限なし		表示面積20㎡以下		面積	広告表示面積の合計が20㎡以下 (個(8))			
		(個(1)・(8))					(個(1))				
		○特定の商品名誇張表示の禁止 (別1、1(6))									

(条)：条例、(規)：規則、(別)：規則別表、(個)：個別基準 (規則別表2、2) ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※㊦足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

### ③ 壁 面 広 告

③ 壁 面 広 告		
区域	一般広告物	自家用広告物【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)
<p style="text-align: center;">禁止地域 条例第3条</p>	<p style="font-weight: bold; color: black;">表示不可</p>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>10㎡以下は 許可不要 (㊟は20㎡)</b>  <b>10㎡を超えると許可要 (㊟は20㎡)</b>  <small>(㊟14、2・5項、㊟1、1(1))</small></p> <p>○㊟の松栄町国道筋ゾーン 30㎡以下 (広告表示面積)  <small>それ以外のゾーン 20㎡以下</small></p> <p style="text-align: right;">(個) (8)</p> <p>○面積 20㎡以下 (広告表示面積)  <small>(個) (8)</small></p> <p>○一壁面の表示数量 同一内容のものは一個          ○広告物で窓、開口部をふさがない  <small>(個) (1)</small></p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止  <small>(㊟1、1(6))</small></p> <p>○左欄の区域における①～③においては、赤色ネオン、ネオン管露出、点滅する電飾設備の禁止  <small>(㊟1、1(2)、(個) (8))</small></p>
<p style="text-align: center;">許可地域 条例第5条</p>	<p style="text-align: center;">表示面積に関係なく<b>許可要</b></p> <p>○一壁面の表示数量 同一内容のものは一個</p> <p>○広告物で、窓、開口部をふさがない</p> <p><b>※第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、広告表示面積が20㎡を超える広告は表示できない</b>  <small>(個) (1) エ)</small></p>	<p><b>広告表示面積の合計が</b>  <b>20㎡以下は 許可不要</b>  <b>20㎡を超えると許可要</b></p> <p><b>ただし、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、他の広告物を含めた</b>  <b>広告表示面積の合計が10㎡を超えると許可要</b>  <small>(㊟1、1(5))</small></p> <p>○面積 20㎡以下 (広告表示面積) <small>(㊟1、1(5))</small>  <b>※広告表示面積が20㎡を超えるものを設置する場合は、一般広告物の基準を適用するが、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、広告表示面積が20㎡を超える広告は表示できない</b>  <small>(個) (1) エ)</small></p> <p>○一壁面の表示数量 同一内容のものは一個          ○広告物で窓、開口部をふさがない  <small>(個) (1) エ)</small></p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止  <small>(㊟1、1(6))</small></p>
<p style="text-align: center;">指定道路・鉄道</p>	<p>① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域</p> <p>② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域</p> <p>③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域</p> <p>④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域</p> <p>⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域</p>	
<p style="text-align: center;">市の区域</p>	<p>① 上記(禁止地域、道路・鉄道の許可地域)以外の区域</p> <p>② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域(ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く)</p>	

㊟：条例、㊟：規則、㊟：規則別表、(個)：個別基準(規則別表2、2) ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※㊟足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告は表示できない。

## ④ 広告塔

④ 広告塔							
区域		一般広告物			自家用広告物【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)		
禁止地域 条例第3条	① 第1種・第2種低層住居専用地域 ② 風致地区・緑地保全地区 ③ 生産緑地地区で市長が指定する区域 ④ 「文化財保護法、同県条例の指定建造物・指定地域」、「同市条例の指定建造物・指定地域の内、市長が指定する区域」 ⑤ 森林法による保安林・自然環境保全法による自然環境保全地域 ⑥ 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の全区間並びにその路端から500m未満の区域 ⑦ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の全区間並びにその路端から100m未満の区域 ⑧ 「都市公園法による都市公園」、「その他の公園、緑地などの公共空地で市長が指定する区域」 ⑨ 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・美術館・体育館の敷地 ⑩ 古墳・墓地・火葬場・葬祭場の敷地 ⑪ 神社・寺院・教会の境域で市長が指定する区域 ⑫ 足助景観重点地区		<b>表示不可</b>			<b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b> <b>10㎡以下は 許可不要 (㊦は20㎡)</b> <b>10㎡超えると許可要 (㊦は20㎡)</b> (条14、2・5項、規1、1(1))  ○㊦では、 <b>表示不可</b> (規1、1(4))  ○高さ10m以下 (個(1)イ)  ○面積20㎡以下（広告表示面積1基） (個(8))  ○特定の商品名誇張表示の禁止 (規1、1(6)) ○左欄の区域における①～③においては、赤色ネオン、ネオン管露出、点滅する電飾設備の禁止 (規1、1(2)、個(8))	
			許可地域 条例第5条	① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域 ② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域 ③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域 ④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域 ⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域	<b>表示面積に関係なく許可要</b>		
市の区域	① 上記（禁止地域、道路・鉄道の許可地域）以外の区域 ② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域（ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く）	<b>表示面積に関係なく許可要</b>			○高さ10m以下 ○面積50㎡以下（広告表示面積） (個(1)イ)		

（条）：条例、（規）：規則、（規別表）：規則別表、（個）：個別基準（規則別表2、2） ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※㊦足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

## ⑤ 突き出し広告

区域		一般広告物	自家用広告物【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)
禁止地域 条例第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1種・第2種低層住居専用地域</li> <li>② 風致地区・緑地保全地区</li> <li>③ 生産緑地地区で市長が指定する区域</li> <li>④ 「文化財保護法、同条例の指定建造物・指定地域」、「同条例の指定建造物・指定地域の内、市長が指定する区域」</li> <li>⑤ 森林法による保安林・自然環境保全法による自然環境保全地域</li> <li>⑥ 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の全区間並びにその路端から500m未満の区域</li> <li>⑦ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の全区間並びにその路端から100m未満の区域</li> <li>⑧ 「都市公園法による都市公園」、「その他の公園、緑地などの公共空地で市長が指定する区域」</li> <li>⑨ 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・美術館・体育館の敷地</li> <li>⑩ 古墳・墓地・火葬場・葬祭場の敷地</li> <li>⑪ 神社・寺院・教会の境域で市長が指定する区域</li> <li>⑫ 足助景観重点地区</li> </ul>	<b>表示不可</b>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>10㎡以下は 許可不要 (㊦は20㎡)</b>  <b>10㎡超えると許可要 (㊦は20㎡)</b>                      (㊦14、2・5項、㊦1、1(1))</p> <p>○㊦の松栄町国道筋ゾーン 30㎡以下 (広告表示面積)                      それ以外のゾーン 20㎡以下 (㊦(8))</p> <p>○面積 15㎡以下/個 (広告表示面積) (㊦(1)オ)</p> <p><b>路面上に突き出すもの</b></p> <p>○下端の高さ 路管理者の定める基準とする                      (基準のない場合、歩道上2.5m以上、                      車道上又は歩道上区別なしの道路上4.5m以上)</p> <p>○路面上への出幅 道路管理者の定める基準とする                      (基準のない場合は1m以下)</p> <p>○壁面の高さを超えるものの超える高さ 壁面からの出幅以下</p> <p>○信号機から50m以内はネオン禁止 (㊦(1)オ)</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (㊦1、1(6))</p> <p>○左欄の区域における①～③においては、赤色ネオン、ネオン管露出、点滅する電飾設備の禁止 (㊦1、1(2)、㊦(8))</p>
許可地域 条例第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域</li> <li>② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域</li> <li>③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域</li> <li>④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域</li> <li>⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域</li> </ul>	<p><b>表示面積に関係なく許可要</b></p> <p>○面積 15㎡以下/個 (広告表示面積) (㊦(1)オ)</p> <p><b>路面上に突き出すもの</b></p> <p>○下端の高さ 路管理者の定める基準とする                      (基準のない場合、歩道上2.5m以上、                      車道上又は歩道上区別なしの道路上4.5m以上)</p> <p>○路面上への出幅 道路管理者の定める基準とする                      (基準のない場合は1m以下)</p> <p>○壁面の高さを超えるものの超える高さ 壁面からの出幅以下</p> <p>○信号機から50m以内はネオン禁止 (㊦(1)オ)</p>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>20㎡以下は 許可不要</b>  <b>20㎡超えると許可要</b></p> <p><b>ただし、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、他の広告物を含めた</b>  <b>広告表示面積の合計が10㎡超えると許可要</b>                      (㊦1、1(5))</p> <p>○面積 15㎡以下/個 (広告表示面積) (㊦(1)オ)</p> <p><b>路面上に突き出すもの</b></p> <p>○下端の高さ 路管理者の定める基準とする                      (基準のない場合、歩道上2.5m以上、                      車道上又は歩道上区別なしの道路上4.5m以上)</p> <p>○路面上への出幅 道路管理者の定める基準とする                      (基準のない場合は1m以下)</p> <p>○壁面の高さを超えるものの超える高さ 壁面からの出幅以下</p> <p>○信号機から50m以内はネオン禁止 (㊦(1)オ)</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (㊦1、1(6))</p>
市の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記(禁止地域、道路・鉄道の許可地域)以外の区域</li> <li>② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域(ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く)</li> </ul>		

㊦：条例、㊦：規則、㊦：規則別表、㊦：個別基準 (規則別表2、2) ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※㊦足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

## ⑥ 立看板／広告旗／はり紙／はり札

⑥ 立看板／広告旗／はり紙／はり札			
	区域	立看板	広告旗
禁止地域 条例第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1種・第2種低層住居専用地域</li> <li>② 風致地区・緑地保全地区</li> <li>③ 生産緑地地区で市長が指定する区域</li> <li>④ 「文化財保護法、同県条例の指定建築物・指定地域」、「同市条例の指定建築物・指定地域の内、市長が指定する区域」</li> <li>⑤ 森林法による保安林・自然環境保全法による自然環境保全地域</li> <li>⑥ 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の全区間並びにその路端から500m未満の区域</li> <li>⑦ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の全区間並びにその路端から100m未満の区域</li> <li>⑧ 「都市公園法による都市公園」、「その他の公園、緑地などの公共空地で市長が指定する区域」</li> <li>⑨ 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・美術館・体育館の敷地</li> <li>⑩ 古墳・墓地・火葬場・葬祭場の敷地</li> <li>⑪ 神社・寺院・教会の境域で市長が指定する区域</li> <li>⑫ 足助景観重点地区</li> </ul>	<b>「一般広告物」表示不可</b>	
		<b>「自家用広告物」 広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>10㎡以下は 許可不要（⑫は20㎡）</b> <b>10㎡超えると許可要（⑫は20㎡）</b>	
許可地域 条例第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域</li> <li>② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域</li> <li>③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域</li> <li>④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域</li> <li>⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域</li> </ul>	<b>「一般広告物」</b>  <b>表示面積に関係なく許可要</b>	
		<b>「自家用広告物」 広告表示面積の合計が</b>  <b>20㎡以下は 許可不要</b> <b>20㎡超えると許可要</b>	
市の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記(禁止地域、道路・鉄道の許可地域)以外の区域</li> <li>② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域(ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く)</li> </ul>	<b>【個別基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○規格 縦 1.8m以下 横 0.9m以下</li> <li>○脚の長さ 0.3m以下</li> <li>○併用広告は下端に表示する</li> <li>○倒伏しないようにする</li> <li>○高さをそろえ、等間隔に並べる</li> </ul> <p style="text-align: right;">(個) (3)</p>	<b>【個別基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○規格 縦 1.8m以下 横 0.6m以下</li> <li>○高さ(添加以外) 2.5m以下</li> <li>○下端の高さ(添加) 道路管理者の定める基準 (基準のない場合、歩道上2.5m以上、車道上又は歩車道区別なしの道路上4.5m以上)、道路外 3m以上</li> <li>○倒伏しないようにする</li> <li>○高さをそろえ、等間隔に並べる</li> </ul> <p style="text-align: right;">(個) (4)</p>
		<b>【個別基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○面積 はり紙 1.5㎡以下 はり札 0.3㎡以下</li> <li>○はり紙 容易に除却できるようにする 全面のりづけ禁止</li> <li>○はり札 同一壁面には2枚以内</li> </ul> <p style="text-align: right;">(個) (5)</p>	

(条)：条例、(規)：規則、(別)：規則別表、(個)：個別基準(規則別表2、2) ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※⑫足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

⑦ アーケード広告／電柱広告／街灯柱広告 ※一般広告物のみ

区域		アーケード広告	電柱広告	街灯柱広告		
禁止地域 条例第3条	① 第1種・第2種低層住居専用地域 ② 風致地区・緑地保全地区 ③ 生産緑地地区で市長が指定する区域 ④ 「文化財保護法、同県条例の指定建造物・指定地域」、「同市条例の指定建造物・指定地域の内、市長が指定する区域」 ⑤ 森林法による保安林・自然環境保全法による自然環境保全地域 ⑥ 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の全区間並びにその路端から500m未満の区域 ⑦ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の全区間並びにその路端から100m未満の区域 ⑧ 「都市公園法による都市公園」、「その他の公園、緑地などの公共空地で市長が指定する区域」 ⑨ 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・美術館・体育館の敷地 ⑩ 古墳・墓地・火葬場・葬祭場の敷地 ⑪ 神社・寺院・教会の境域で市長が指定する区域 ⑫ 足助景観重点地区	表示不可				
		表示面積に関係なく許可要				
許可地域 条例第5条	指定道路・鉄道	① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域 ② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域 ③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域 ④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域 ⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域	○下端の高さ 道路管理者の定める基準（基準のない場合、歩道上2.5m以上、車道上又は歩車道区別なしの道路上4.5m以上） ○柱・軒先の表示禁止 ○原則として同一商店街では規格を統一する <b>【つり下げるもの】</b> ○面積 3㎡以下（広告表示面積） ○板状、箱状の不燃構造物とする (㊦) (1) カ	塗り付けるもの 巻き付けるもの ○規格 縦 1.5m以下 横 0.8m以下 ○下端の高さ 1.2m以上 ○面積 1㎡以下（総表示面積） ○原則として地色に赤系色の使用禁止 (㊦) (2)	添加するもの 塗りつけるもの ○規格 縦 1.2m以下 横 0.45m以下 ○下端の高さ 道路管理者の定める基準（基準のない場合、歩道上2.5m以上、車道上又は歩車道区別なしの道路上4.5m以上） 道路外 3m以上 ○私有地側へ道路中心線と直角、又は道路中心線と平行に取り付ける（歩道及び道路外の電柱、又は下端の高さ5m以上を除く） ○電柱1本につき1個とする ○原則として地色に赤系色の使用禁止 (㊦) (2)	添加するもの 塗りつけるもの ○規格 縦 0.8m以下 横 0.4m以下 ○下端の高さ 道路管理者の定める基準（基準のない場合、歩道上2.5m以上、車道上又は歩車道区別なしの道路上4.5m以上） 道路外 3m以上 ○私有地側へ道路中心線と直角、又は道路中心線と平行に取り付ける（歩道及び道路外の電柱、又は下端の高さ5m以上を除く） ○1本につき1個（町名、商店街名を除く） ○板状、箱状の不燃構造物とする ○原則として地色に赤系色の使用禁止 ○信号機から50m以内はネオン禁止 (㊦) (2)
	市の区域	① 上記（禁止地域、道路・鉄道の許可地域）以外の区域 ② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域（ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く）				

㊦：条例、㊧：規則、㊨：規則別表、㊩：個別基準（規則別表2、2）

※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。





## ⑩ 広告幕 / 広告網

⑩ 広告幕 / 広告網							
区域	一般広告物	自家用広告物【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)					
<p style="text-align: center;">禁止地域 条例第3条</p>	<p style="text-align: center;">表示不可</p>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>10㎡以下は 許可不要 (㊟は20㎡)</b>  <b>10㎡超えると許可要 (㊟は20㎡)</b>                      (㊟14、2・5項、㊟1、1(1))</p> <p>○㊟の松栄町国道筋ゾーン 30㎡以下 (広告表示面積)                      それ以外のゾーン 20㎡以下 (㊟ (8))</p> <p>○規格 幅 1.5m以下                      長さ 15m以下                      ○原則として地色に赤系色の使用禁止                      ○窓の大部分をふさがない (㊟ (7))</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (㊟1、1(6))</p>					
<p style="text-align: center;">許可地域 条例第5条</p>	<p style="text-align: center;">表示面積に関係なく 許可要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">道路を横断するもの</th> <th style="width: 50%;">垂れ幕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○規格 幅 1m以下</p> <p>○下端の高さ                              道路管理者の定める基準                              (基準のない場合 4.5m以上)</p> <p>○原則として地色に赤系色の使用禁止 (㊟ (7))</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○規格 幅 1.5m以下                              長さ 15m以下</p> <p>○原則として地色に赤系色の使用禁止                              ○窓の大部分をふさがない (㊟ (7))</p> </td> </tr> </tbody> </table>	道路を横断するもの	垂れ幕	<p>○規格 幅 1m以下</p> <p>○下端の高さ                              道路管理者の定める基準                              (基準のない場合 4.5m以上)</p> <p>○原則として地色に赤系色の使用禁止 (㊟ (7))</p>	<p>○規格 幅 1.5m以下                              長さ 15m以下</p> <p>○原則として地色に赤系色の使用禁止                              ○窓の大部分をふさがない (㊟ (7))</p>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>20㎡以下は 許可不要</b>  <b>20㎡超えると許可要</b></p> <p><b>ただし、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、他の広告物を含めた                      広告表示面積の合計が10㎡超えると許可要</b>                      (㊟1、1(5))</p> <p>○規格 幅 1.5m以下                      長さ 15m以下                      ○原則として地色に赤系色の使用禁止                      ○窓の大部分をふさがない (㊟ (7))</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (㊟1、1(6))</p>	
道路を横断するもの	垂れ幕						
<p>○規格 幅 1m以下</p> <p>○下端の高さ                              道路管理者の定める基準                              (基準のない場合 4.5m以上)</p> <p>○原則として地色に赤系色の使用禁止 (㊟ (7))</p>	<p>○規格 幅 1.5m以下                              長さ 15m以下</p> <p>○原則として地色に赤系色の使用禁止                              ○窓の大部分をふさがない (㊟ (7))</p>						
<p style="text-align: center;">市の区域</p>	<p>① 上記(禁止地域、道路・鉄道の許可地域)以外の区域</p> <p>② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域(ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く)</p>						

㊟：条例、㊟：規則、㊟：規則別表、㊟：個別基準 (規則別表 2、) ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※㊟足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

# ⑪ ア ド バ ル ー ン

⑪ ア ド バ ル ー ン		
区域	一般広告物	自家用広告物【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">禁止地域 条例第3条</div> <div style="flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1種・第2種低層住居専用地域</li> <li>② 風致地区・緑地保全地区</li> <li>③ 生産緑地地区で市長が指定する区域</li> <li>④ 「文化財保護法、同県条例の指定建造物・指定地域」、「同市条例の指定建造物・指定地域の内、市長が指定する区域」</li> <li>⑤ 森林法による保安林・自然環境保全法による自然環境保全地域</li> <li>⑥ 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の全区間並びにその路端から500m未満の区域</li> <li>⑦ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の全区間並びにその路端から100m未満の区域</li> <li>⑧ 「都市公園法による都市公園」、「その他の公園、緑地などの公共空地で市長が指定する区域」</li> <li>⑨ 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・美術館・体育館の敷地</li> <li>⑩ 古墳・墓地・火葬場・葬祭場の敷地</li> <li>⑪ 神社・寺院・教会の境域で市長が指定する区域</li> <li>⑫ 足助景観重点地区</li> </ul> </div> </div>	<p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">表示不可</p>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>10㎡以下は 許可不要 (㊫は20㎡)</b>  <b>10㎡超えると許可要 (㊫は20㎡)</b>                      (㊫14、2・5項、㊫1、1(1))</p> <p>○㊫では、<b>表示不可</b></p> <p>(㊫)1、1(4)</p> <p>○規格 幅 1.5m以下 長さ 15m以下</p> <p>○高さ 20m以上 45m以下</p> <p>○綱に布片等に表示した主綱に十分繫結する</p> <p>○掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触させない</p> <p>○傾斜角度が45°以下となる強風時の掲揚禁止</p> <p>○掲揚、降下作業時の危険防止措置をとる</p> <p style="text-align: right;">(㊫) (7)</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止</p> <p style="text-align: right;">(㊫)1、1(6)</p> <p>○建築物の棟上に設置禁止</p> <p style="text-align: right;">(㊫) (8)</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">許可地域 条例第5条</div> <div style="flex-grow: 1;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">指定道路・鉄道</div> <div style="flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域</li> <li>② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域</li> <li>③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上、1,000mまでの区域</li> <li>④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域</li> <li>⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域</li> </ul> </div> </div> </div> </div>	<p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">表示面積に関係なく 許可要</p>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>20㎡以下は 許可不要</b>  <b>20㎡超えると許可要</b></p> <p><b>ただし、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、他の広告物を含めた</b>  <b>広告表示面積の合計が10㎡超えると許可要</b>                      (㊫)1、1(5)</p> <p>○規格 幅 1.5m以下 長さ 15m以下</p> <p>○高さ 20m以上 45m以下</p> <p>○綱に布片等に表示した主綱に十分繫結する</p> <p>○掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触させない</p> <p>○傾斜角度が45°以下となる強風時の掲揚禁止</p> <p>○掲揚、降下作業時の危険防止措置をとる</p> <p style="text-align: right;">(㊫) (7)</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止</p> <p style="text-align: right;">(㊫)1、1(6)</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">市の区域</div> <div style="flex-grow: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記(禁止地域、道路・鉄道の許可地域)以外の区域</li> <li>② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域(ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く)</li> </ul> </div> </div>		

㊫：条例、㊫：規則、㊫：規則別表、㊫：個別基準（規則別表2、2） ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。

※㊫足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

## ⑫ ア ー チ

⑫ ア ー チ			
	区域	一般広告物	自家用広告物【広告表示面積 20㎡以下】 (条例第14条第2項第1号)
禁止地域 条例第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1種・第2種低層住居専用地域</li> <li>② 風致地区・緑地保全地区</li> <li>③ 生産緑地地区で市長が指定する区域</li> <li>④ 「文化財保護法、同県条例の指定建造物・指定地域」、「同市条例の指定建造物・指定地域の内、市長が指定する区域」</li> <li>⑤ 森林法による保安林・自然環境保全法による自然環境保全地域</li> <li>⑥ 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の全区間並びにその路端から500m未満の区域</li> <li>⑦ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の全区間並びにその路端から100m未満の区域</li> <li>⑧ 「都市公園法による都市公園」、「その他の公園、緑地などの公共空地で市長が指定する区域」</li> <li>⑨ 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・美術館・体育館の敷地</li> <li>⑩ 古墳・墓地・火葬場・葬祭場の敷地</li> <li>⑪ 神社・寺院・教会の境域で市長が指定する区域</li> <li>⑫ 足助景観重点地区</li> </ul>	表示不可	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>10㎡以下は 許可不要 (⑫は20㎡)</b>  <b>10㎡超えると許可要 (⑫は20㎡)</b>                      (条14、2・5項、規1、1(1))</p> <p>○⑫の松栄町国道筋ゾーン 30㎡以下（広告表示面積）                      それ以外のゾーン 20㎡以下 (個(8))</p> <p>○高さ 10m以下                      ○面積 50㎡以下（広告表示面積） (個(1)イ)</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (規1、1(6))</p> <p>○左欄の区域における①～③においては、赤色ネオン、ネオン管露出、点滅する電飾設備の禁止 (規1、1(2)、個(8))</p>
許可地域 条例第5条	<p style="text-align: center;"><b>表示面積に関係なく 許可要</b></p> <p>指定道路・鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東名高速道路、伊勢湾岸・東海環状自動車道の路端から500m以上、1,000mまでの区域</li> <li>② 国道153号・155号・248号・257号・301号・419号の市長が指定する区域で路端から1,000mまでの区域</li> <li>③ 猿投グリーンロード、愛知環状鉄道の路端から100m以上1,000mまでの区域</li> <li>④ 名鉄三河線・同豊田線の路端から1,000mまでの区域</li> <li>⑤ 市道豊田市停車場線、同広川森1号線の市長が指定する区域の路端から1,000mまでの区域</li> </ul> <p>市の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記(禁止地域、道路・鉄道の許可地域)以外の区域</li> <li>② 禁止地域及び許可地域における道路及び鉄道の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により用途地域が定められた区域(ただし、第1種・第2種低層住居専用地域を除く)</li> </ul>	<p>○高さ 10m以下</p> <p>○面積 50㎡以下（広告表示面積）</p> <p>○下端の高さ 道路管理者の定める基準                      (基準のない場合、歩道上2.5m以上                      車道上又は歩車道区別なしの道路上4.5m以上)                      (個(1)イ)</p>	<p><b>広告表示面積（可視面積）の合計が</b>  <b>20㎡以下は 許可不要</b>  <b>20㎡超えると許可要</b></p> <p><b>ただし、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域では、他の広告物を含めた</b>  <b>広告表示面積の合計が10㎡超えると許可要</b>                      (規規1、1(5))</p> <p>※広告表示面積が10㎡を越えるものを設置する場合は、一般広告物の基準を適用</p> <p>○高さ 10m以下                      ○面積 50㎡以下（広告表示面積） (個(1)イ)</p> <p>○特定の商品名誇張表示の禁止 (規1、1(6))</p>

(条)：条例、(規)：規則、(規)：規則別表、(個)：個別基準(規則別表2、2) ※この表は、豊田市屋外広告物条例及び規則をまとめたものです。正確には、条例・規則をご確認ください。  
 ※⑫足助景観重点地区：松栄町国道筋ゾーン以外の地域では、許可が必要な広告物は表示できない。

## 屋外広告物許可申請手数料

## 共通基準

区	分	単	位	手	数	料
許可申請手数料	広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類する広告物及び広告物を掲出する物件	ネオンサイン その他電飾設備を有しないもの	広告表示面積 5㎡につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		900円
				屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの(3年以内)		1,300円
		ネオンサイン その他電飾設備を有するもの	広告表示面積 5㎡につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		1,200円
				屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの(3年以内)		1,900円
	広告旗	1枚につき		(3か月以内)	100円	
	はり紙	100枚につき		(3か月以内)	400円	
	はり札	1枚につき		(3か月以内)	40円	
	広告幕又は広告網	1枚につき		(3か月以内)	400円	
	アドバルーン	1個につき		(3か月以内)	700円	
	電柱又は街灯柱を利用する広告	1個につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		200円	
屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの(3年以内)				300円		
その他の広告物	1個につき	屋外広告物の許可期間が 1年以下のもの		100円		
		屋外広告物の許可期間が 1年を超えるもの(3年以内)		160円		

- 1 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- 2 地色に原則として黒色及び高彩度色を使用しないこと。
- 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料等を使用しないこと。
- 4 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- 5 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- 6 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をし、脚部自体には広告を表示しないこと。
- 7 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- 8 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- 9 交通を妨害するような位置に表示又は設置しないこと。
- 10 交通信号機、道路標識等に類似せず、又はこれらの効用を阻害しないこと。
- 11 条例第3条第15号(足助景観重点地区)の地域において表示し、又は設置するものについては、原則として日本の伝統色に配慮した色彩であること。

### 個別基準の見方

- 1 広告物の種別毎に主な基準を示しています。
- 2 自家用広告物、道標、案内図板、公共的広告物等、管理広告の各基準において一部でも抵触する場合は、一般広告物として扱い、その掲出の可否及び基準を確認してください。